

第54回（令和4年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。



062-8900-1076-14

第54回 本試験 総括

◎特徴

1. 選択式…ここ数年続いていた、いわゆる奇をてらった問題の出題がなく、全体的には取り組みやすい出題内容であった。労働基準法は、例年通り判例からの出題が見られたが、内容的には労働一般常識での学習内容に近い個所からの出題であった。また、労災保険法では障害補償給付について、加重と併合繰り上げを組み合わせたやや難易度の高い問題の出題も見られた。一方で、社会保険関連科目は基本事項からの出題が多く、比較的点が取りやすい傾向にあったといえる。
2. 択一式…ここ数年で見ると、全体的には難易度の高い出題内容であった。労災保険法は、保険給付からの出題がなく、全体的に点が取りにくい印象を受けた。また、健康保険法も普段見ない通達からの出題がみられ、苦戦した受験生も多かったのではないだろうか。一方で、厚生年金保険法は、基本的な論点からの出題が多く、問題文も短かったことから、比較的得点しやすかった印象を受ける。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 26 点以上 各科目 3 点以上
2. 択一式… 総得点 43 点以上 各科目 4 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月16日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	4	4	4	4	5	4	5	33

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	4 + 2	5 + 2	3 + 4	7	8	8	50

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…A・D・Eは、基本的な事項からの出題であり、確実に得点したいところである。B及びCは、最高裁判例からの出題であり、ダミー選択肢に紛らわしいものもあるので、やや難しい問題である。
- 労 災 …Bは第13級→第10級の加重後の障害を第12級の障害と併合することを押さえていれば、それほど難しくはない。判例のD、Eは前後の文章から十分判断可能である。
- 雇 用 …設問文2が事例問題で見慣れない出題形式であったが、教育訓練給付金の支給要件期間の要件を把握していれば正解することは可能である。ただし、Dは、

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

「離職の日」が入るため、設問文をよく読む必要がある。その他の肢は基本的な知識で解答することが可能である。

- 労 一 …A、Bは平易であるので、確実に得点したい。D、Eは判例からの出題であるものの、この判例を明文化したのが労働契約法19条2号の規定であるので、同条を理解していれば、得点することは容易である。
- 社 一 …Aは統計からの出題であるので、やや難しいと思われる。Bは教材に直接的な記載がなくても他の法律の知識から推測して解答を導き出すことが可能である。C～Eで確実に3点得点しておきたい。
- 健 保 …全体的に基本的な内容を問う問題構成となっている。選定療養の内容を問うB及びCは、やや細かい事項であると思われるが、択一式対策がとれていれば、比較的容易に正解できるであろう内容である。
- 厚 年 …設問文2（空欄C）は条文の理解、応用力が求められる事例問題であったが、他の設問文は、基本条文、基本的な計算問題からの出題であったため、4点確保も十分可能である。
- 国 年 …C以外の空欄が易しく、4点は確保したい内容である。

◎ 択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…労基法に関しては、解きやすい平易な問題もあったが、問6の個数問題など、解くのに時間がかかる問題も多かった。安衛法は、問8と問10で確実に得点したい。問9の作業主任者に関する問題は、細かい内容を含む肢が多く、解けなくても仕方ないと思われる。
- 労災・徴収…労災法は、全体的に難度の高い問題構成であった。問1、問3は必ず得点、あとは問5、問6で点数を確保、合計4点確保できればよいだろう。徴収法は、細かい論点の問題が多くみられ、解きづらい印象であるが、正解肢は基本的な内容のものもあり、他の肢に惑わされずこれらを選択することができるが鍵となる。
- 雇用・徴収…雇用法は、改正箇所からの細かい内容が出題されるなど、一部難しい問題も見受けられたが、問2～問5は基本的な知識があれば対応ができるものであった。徴収法は、細かい論点の問題が多くみられ、解きづらい印象であるが、正解肢は基本的な内容のものもあり、他の肢に惑わされずこれらを選択することができるが鍵となる。
- 常 識 …労働常識は、例年、労働契約法又は労働組合法が大問で出題されることが多いが、今年は、労働組合法が1肢出題されたのみであった。法規問題は、平易なものが多く、確実に得点したい。統計についても、問3を除き、馴染みのある統計であり、得点はできると思われる。社保常識は、全問社会保険法規の法本則からの出題であったが、問8と問10はやや難しい。問6はDとEで迷うかもしれないが、問6・問7・問8で3点確保してほしい。
- 健 保 …標準報酬月額や保険料に関する事例問題が多く出題されており、また、初めて見るであろうというような規定や通達からの出題も目立ち難度は高いと考えられる。しかし、その中でも基本事項からの出題もあり、それらを見落とさず、6点は確保したい。
- 厚 年 …全体的に基本事項を論点とした設問で構成されており、また、長文の設問もないため、他の科目と比べても、解き易かったものと思われる。基本テキストレベルの内容をしっかりと押さえていれば、9～10点確保も十分可能である。
- 国 年 …問2の罰則に関する問題は難問であるが、それ以外の問は全体的に正解肢がはっきりしている。問4についても正解肢はやや難しいが、他の肢が誤りであると判断しやすい内容であるため、正解することは十分可能である。

得点レベル一覧表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	◎	3	2	0
労災保険法	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
雇用保険法	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
労働一般常識	◎	◎	●	◎	◎	4	0	1
社会一般常識	△	△	◎	◎	◎	3	2	0
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
厚生年金保険法	◎	◎	●	◎	◎	4	0	1
国民年金法	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0
(◎：確実に得点してほしい △：できれば得点してほしい ●：得点は難しい)						31	7	2

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	◎	●	◎	◎	●	◎	6	2	2	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	●	◎	●	△	△	●	△	△	◎	3	4	3	
雇用保険法 (徴収法含む)	△	◎	◎	◎	◎	△	△	△	◎	◎	6	4	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	◎	●	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	6	3	1	
健康保険法	△	◎	◎	△	△	△	◎	●	◎	◎	5	4	1	
厚生年金保険法	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	◎	8	2	0	
国民年金法	◎	●	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8	1	1	
(◎ : 確実に得点してほしい △ : できれば得点してほしい ● : 得点は難しい)											個数	42	20	8
											%	60	29	11

選 択 式 解 答

2022年8月28日16:00時点

[問1] 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法20条1項、最二小昭和61.7.14東亜ペイント事件、安衛法3条1項、同法59条1項、2項)

- A ② 8月31日
- B ⑨ 他の不当な動機・目的をもって
- C ⑦ 甘受すべき程度を著しく超える
不利益を負わせるものである
- D ⑳ 労働者の作業内容を変更したとき
- E ⑥ 快適な職場環境の実現

[問2] 労働者災害補償保険法

(則14条3項、5項、平成23.2.1基発0201第2号、最二小平成24.2.24広島中央労基署長事件)

- A ② 9^{※1}
- B ⑦ 290^{※2}
- C ⑱ 労働者
- D ⑲ 労働者を使用するものがあること
- E ⑨ 営業等の事業に係る業務

※1 加重後(第10級)と第12級を併合し、現在の障害等級は第9級。

※2 加重・併合後の第9級(391日)－加重前の第13級(101日)＝290日

[問3] 雇用保険法

(法16条1項、法17条1項、法18条3項、法60条の2、2項、5項、則101条の2の9、令和3.7.28厚労告283号、行政手引50601、行政手引58012)

- A ① 最後の完全な6賃金月
- B ④ 雇用保険被保険者離職票
- C ④ 2,061円
- D ③ 令和3年8月31日
- E ③ 4,000円を超えない

[問4] 労働に関する一般常識

(障害者雇用促進法20条3号、同法22条4号、同法43条2項、同法49条1項4号の2、同法附則4条1項、同法施行令9条、最一小昭和61.12.4日立メディコ事件)

- A ② 2.3
- B ⑥ 100人超
- C ⑰ ジョブコーチ
- D ⑪ 継続が期待されていた
- E ⑮ 従前の労働契約が更新された

[問5] 社会保険に関する一般常識

(確拠法40条、同法41条1項、2項、児童手当法18条2項、介保法7条1項、3項2号、同令2条1号、同則2条、「令和元年度国民医療費の概況(厚生労働省)」)

- A ⑨ 61.0
- B ⑱ 配偶者
- C ④ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- D ⑰ 身体上又は精神上的の障害
- E ② 6か月

[問6] 健康保険法

(法3条1項、法7条、法63条2項5号、(24)法附則46条1項、12項、則1条の2、1項、則2条1項、令和2.3.27厚労告105号、平成28.5.13保保発0513第1号)

- A ⑮ 88,000円以上
- B ⑪ 200以上
- C ⑩ 180日
- D ③ 10
- E ⑰ 厚生労働大臣

[問7] 厚生年金保険法

(法47条の2、1項、法59条1項、法66条、法81条の2の2、1項、法附則11条1項、改定率改定令5条、国年法37条の2、1項他)

- A ⑤ 開始した日の属する月
- B ⑯ 終了する日の翌日が属する月の前月
- C ⑱ W
- D ⑨ 月額2万円
- E ④ 65歳に達する日の前日

[問8] 国民年金法

(法14条の5、法36条2項、法50条、法128条2項)

- A ⑪ その障害の状態に該当しない間
- B ④ 4分の3
- C ⑮ 福祉を増進する
- D ⑰ 理解を増進させ、及びその信頼を向上させる
- E ⑳ 分かりやすい形で通知

択一式解答

2022年8月28日20:00時点

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	E	E	B	C	A	A	D	C	A	B
労災保険法 (徴収法含む)	C	E	D	E	B	D	D	E	A	B
雇用保険法 (徴収法含む)	B	D	C	C	E	E	A	A	C	B
労働及び社会保険に 関する一般常識	E	C	D	A	C	E	B	B	C	D
健康保険法	D	A	C	E	D	E	B	E	B	E
厚生年金保険法	B	E	E	D	D	D	B	E	B	E
国民年金法	B	D	D	E	C	E	A	E	D	B

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 E

- A × 法9条。労働基準法上の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。なお、労働組合法上の労働者の範囲には、失業者も含まれる。
- B × 法9条。形式上は請負契約のようなかたちをとっていても、その実体において使用従属関係が認められるときは、当該関係は労働関係であり、労働基準法上の「労働者」に該当する。
- C × 法9条、法116条2項。一時的であっても、親族以外の者が使用されている場合、この者は、労働基準法上の「労働者」に該当する。
- D × 法9条、平成11.3.31基発168号。法人、団体又は組合等の代表者は、労働者とならない。
- E ○ 法9条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E

- A × 法32条、昭和47.9.18基発602号。いわゆる一般健康診断の実施に要する時間は、労働時間とは解されない。なお、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解される。
- B × 法32条、昭和33.10.11基収6286号。設問の場合、出勤を命ぜられ、一定の場所に拘束されている以上労働時間と解される。
- C × 昭和47.9.18基発602号、昭和63.3.14基発150号、婦発47号。労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加のものであれば、時間外労働にはならない。
- D × 法32条、昭和63.3.14基発150号。設問の場合は、労働時間と解される。
- E ○ 法32条、最一小平成14.2.28大星ビル管理事件。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 B

- A ○ 法36条1項、法41条3号、則23条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- B × 法36条6項3号。設問の場合、1月～3月の3箇月間において、1箇月当たりの平均時間が80時間を超え、法36条6項3号〔実労働時間の上限規制〕に違反することになるので、このような時間外労働をさせることはできない。
- C ○ 平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- D ○ 平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。各日の労働時間が8時間を超えず、かつ、休日労働を行わせない限り、法36条1項に基づく協定の必要はない。
- E ○ 平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C

- A ○ 法1条2項。設問の通り正しい。
- B ○ 法3条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。
- C × 法4条、平成9.9.25基発648号。就業規則に法4条違反の規定があるが現実に行われておらず、賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定は無効ではあるが、法4条違反とはならない。
- D ○ 法5条。設問の通り正しい。
- E ○ 法10条、昭和62.3.26基発169号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

- A ○ 法14条1項1号、平成28.10.19厚労告376号。設問の通り正しい。
- B × 法15条3項、民法140条。9月1日に労働契約を解除した場合は、翌日の9月2日から起算して14日、すなわち9月15日までをいう。
- C × 法16条。法16条は「契約をしてはならない」としているから、違約金を定め又は損害賠償額を予定する契約を締結した時点で、法16条違反が成立する。

- D × 法17条。法17条は、前借金そのものを全面的に禁止しているわけではない。
- E × 法22条1項、3項。設問の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

〔問 6〕 正解 A（エの一つ）

- ア ○ 法12条5項、法24条1項、則2条1項、2項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法24条2項。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法25条。設問の通り正しい。
- エ × 法24条1項、最三小昭和43. 3. 12小倉電話局事件。「退職手当法による退職手当の給付を受ける権利については、その譲渡を禁止する規定がないから、退職者またはその予定者が右退職手当の給付を受ける権利を他に譲渡した場合に譲渡自体を無効と解すべき根拠はないけれども、労働基準法24条1項が「賃金は直接労働者に支払わなければならない。」旨を定めて、使用者たる貸金支払義務者に対し罰則をもってその履行を強制している趣旨に徴すれば、労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、右賃金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないものと解するのが相当である。そして、退職手当法による退職手当もまた右にいう賃金に該当し、右の直接払の原則の適用があると解する以上、退職手当の支給前にその受給権が他に適法に譲渡された場合においても、国または公社はなお退職者に直接これを支払わなければならない、したがって、その譲受人から国または公社に対しその支払を求めることは許されないといわなければならない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
- オ ○ 法27条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 D

- A × 法40条1項、則25条の2,1項。設問のいわゆる特例事業の場合は、1週間について44時間、1日について8時間まで労働させることができる。
- B × 法32条の2,1項。1か月単位の変形労働時間制は、労使協定を締結することにより採用することができ、届け出ること効力が発生するわけではない。なお、締結した労使協定は、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- C × 最二小平成29.7.7医療社団法人康心会事件。「当該年俸のうち時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分が明らかにされておらず、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができないという事情の下では、当該年俸の支払により、時間外労働等に対する割増賃金が支払われたということとはできない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
- D ○ 則19条の2,1項3号。設問の通り正しい。
- E × 最二小昭和48.3.2白石宮林署事件。年次有給休暇の権利は、「労働基準法39条1項、2項の要件が充足されることによって法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求を待って始めて生ずるものではなく」、また「年次有給休暇の成立要件として、労働者による休暇の請求や、これに対する使用者の承認の観念を容れる余地はないものと言わなければならない」とするのが、最高裁判所の判例である。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 法15条1項、令7条2項2号。設問の通り正しい。
- B ○ 法15条の2,1項。設問の通り正しい。
- C × 法15条の3,1項カッコ書、則18条の6,1項。設問の建設業の事業は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所において作業を行うものであるので、甲社に店社安全衛生管理者の選任義務はない。

- D ○ 法30条1項1号、則635条1項1号。設問の通り正しい。特定元方事業者は、当該特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置しなければならない。
- E ○ 法29条1項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 法14条、令6条18号、則16条1項、則別表第1、昭和48.3.19基発145号。
設問の通り正しい。交替制で行われる作業について作業主任者を選任する場合、作業主任者のうち、ボイラー取扱作業主任者、第1種圧力容器取扱作業主任者及び乾燥設備作業主任者については、必ずしも各直ごとに選任する必要はないが、それ以外の作業主任者については、労働者を直接指揮するため、各直ごとに選任しなければならない。
- B × 特化則28条1号、2号。設問の「局所排気装置、除じん装置等の装置を点検すること」も、特定化学物質作業主任者の職務に含まれる。
- C × 法14条。設問の「金属製品を製造する工場」が関係請負人に係るものである場合、作業主任者の選任義務は、「元方事業者」ではなく「関係請負人」にある。
- D × 則18条。設問の事業者による周知は、「周知するよう努めなければならない」とする努力義務ではなく、「周知させなければならない」とする義務である。
- E × 法14条。労働安全衛生法第14条においては、作業主任者は、「都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者」のうちから、事業者が選任することと規定されている。

〔問 10〕 正解 B

- A × 法18条1項、令9条。衛生委員会は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに設置しなければならないとされている。
- B ○ 法17条1項、令8条。設問の通り正しい。
- C × 法19条1項。安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、事業者は、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができるとしており、「企業規模が300人以下の場合」に限られるというような制限は定められていない。
- D × 法17条2項、法18条2項。安全委員会及び衛生委員会の委員として、労働基準法第41条第2号に定める監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者を選任してはならないとする定めはない。
- E × 法19条2項。産業医のうちから事業者が指名した者についても、安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者と同様、安全衛生委員会の委員に加える必要がある（努力義務ではない。）。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 C

- A × 令和3.9.14基発0914第1号。設問の認定基準では、「これ（発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働）に近い時間外労働が認められる場合には、特に他の負荷要因の状況を十分に考慮し、そのような時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としている。
- B × 令和3.9.14基発0914第1号。心理的負荷を伴う業務については、脳・心臓疾患の業務起因性の判断に際しても、設問の認定基準の別表1及び別表2に掲げられている日常的に心理的負荷を伴う業務又は心理的負荷を伴う具体的出来事等について、負荷の程度を評価する視点により検討し、評価することとされている。
- C ○ 令和3.9.14基発0914第1号。設問の通り正しい。
- D × 令和3.9.14基発0914第1号。「異常な出来事」と発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされているので、発症直前から前日までの間を評価期間とする。
- E × 令和3.9.14基発0914第1号。2以上の事業の業務による「短期間の過重業務」についても、業務の過重性の検討、評価に当たり、異なる事業における労働時間の通算がなされる。

〔問 2〕 正解 E

- A ○ 則33条1項5号。設問の通り正しい。
- B ○ 則33条1項4号。設問の通り正しい。
- C ○ 則33条2項1号、2号。設問の通り正しい。
- D ○ 則33条2項1号。設問の通り正しい。

- E × 則33条2項4号。労災就学援護費の額は、在学者等である子が大学に在学する者である場合は原則39,000円（月額）であり、大学のうち通信による教育を行う課程に在学する者である場合は30,000円（月額）である。

〔問 3〕 正解 D

- A × 法33条1号、則46条の16。金融業を主たる事業については常時「50人」以下の労働者を使用する事業主である。
- B × 法33条1号、則46条の16。不動産業を主たる事業については常時「50人」以下の労働者を使用する事業主である。
- C × 法33条1号、則46条の16。小売業を主たる事業については常時「50人」以下の労働者を使用する事業主である。
- D ○ 法33条1号、則46条の16。設問の通り正しい。
- E × 法33条1号、則46条の16。保険業を主たる事業については常時「50人」以下の労働者を使用する事業主である。

〔問 4〕 正解 E（五つ）

- ア ○ 昭和50.12.25基収1724号。設問の通り正しい。
- イ ○ 昭和28.11.14基収5088号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 昭和27.10.13基災収3552号。設問の通り正しい。
- エ ○ 昭和30.5.12基発298号。設問の通り正しい。
- オ ○ 昭和41.6.8基災収38号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B

- A ○ 昭和52.12.23基収1027号。設問の通り正しい。
- B × 昭和49.4.9基収314号。設問の場合、労働者が居住するアパートの外戸が住居と通勤経路との境界であるので、当該アパートの階段は通勤の経路と認められ、通勤災害に当たる。
- C ○ 昭和49.7.15基収2110号。設問の通り正しい。

- D ○ 平成28.12.28基発1228第1号。設問の通り正しい。
- E ○ 昭和52.12.23基収981号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D

- A × 昭和34.7.15基収2980号他。設問の災害は出張過程において発生したものであり、一般に業務災害となる。
- B × 昭和24.12.15基収3001号他。設問の災害は上司の命による行動中に発生したものであり、労働契約に基づき事業主の支配下にある状態において発生したものであるから、一般に業務災害となる。
- C × 法7条3項、則8条5号、平成28.12.28基発1228第1号。設問の介護は「逸脱・中断」に当たり、ふだんの通勤経路に復した後であっても通勤に該当しない。要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護は、継続的に又は反復して行われるものに限り、日常生活上必要な行為と認められ、当該介護がやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、ふだんの通勤経路に復した後は通勤に該当するが、ここにいう「継続的に又は反復して」とは、例えば毎日あるいは1週間に数回など労働者が日常的に介護を行う場合をいい、設問はこれに該当しない。
- D ○ 平成28.12.28基発1228第1号。設問の通り正しい。
- E × 平成28.12.28基発1228第1号。他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者が託児所、親戚等に預けるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、通勤災害における合理的な経路と認められる。

〔問 7〕 正解 D（アとウとエ）

ア ○ 労働保険審査会裁決事案他。「再発」であると認定する要件の1つとして正しい。なお、「再発」と認められるには、「①その症状の悪化が当初の業務上又は通勤上の傷病と医学的相当因果関係があると認められること、②治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、③療養を行えばその症状の改善が期待できると医学的に認められること」のいずれの要件も満たす必要がある。

イ × 労働保険審査会裁決事案他。「再発」であると認定する要件とされていない。上記アの解説参照。

ウ ○ 労働保険審査会裁決事案他。「再発」であると認定する要件の1つとして正しい。上記アの解説参照。

エ ○ 労働保険審査会裁決事案他。「再発」であると認定する要件の1つとして正しい。上記アの解説参照。

〔問 8〕 正解 E

A ○ 石綿健康被害救済法35条、法38条1項。設問の通り正しい。

B ○ 法19条4項、6項、則36条。設問の通り正しい。

C ○ 則34条。設問の通り正しい。

D ○ 法19条4項、法21条1項、2項、平成25.3.29基発0329第10号。設問の通り正しい。

E × 則38条2項2号。労働保険料の納付を口座振替により金融機関に委託して行っている事業所に係る確定保険料申告書については、年金事務所を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することはできない。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 法9条、法12条3項。設問の通り正しい。継続事業の一括が行われた場合、メリット制の適用は、指定事業について行われることになるため、メリット制に関する労災保険に係る保険関係の成立期間は、当該指定事業の労災保険に係る保険関係成立の日から起算し、当該指定事業以外の事業に係る一括前の保険料及び一括前の災害に係る給付は当該指定事業のいわゆるメリット収支率の算定基礎に算入しない。
- B × 法12条3項3号、則17条3項。有期事業の一括の適用を受けている建築物の解体の事業（建設の事業）については、その事業の当該保険年度の確定保険料の額が40万円以上の場合にメリット制の適用対象となる。
- C × 則35条1項2号。設問中「その事業の素材の見込生産量が1,000立方メートル以上」は、正しくは、「その事業の素材の生産量が1,000立方メートル以上」である。
- D × 法20条3項、則36条1項、則37条1項。事業主から所定の期間内に、有期事業のメリット制の適用により引き下げられた確定保険料の額と申告納付に係る確定保険料の額との差額について還付請求があった場合は、当該差額を未納の労働保険料等に充当することはできない。
- E × 法20条2項。労働保険徴収法第20条第1項に規定する確定保険料の特例（有期事業のメリット制）は、第1種特別加入保険料に係る確定保険料の額については準用されるが、第2種特別加入保険料に係る確定保険料の額については準用されない。

〔問 10〕 正解 B

- A ○ 法11条1項、2項、昭和34. 1. 26基発48号、昭和61. 3. 14基発141号。設問の通り正しい。
- B × 法11条3項、則12条3号、則15条。設問の事業については、その事業の労働者につき労働基準法第12条第8項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とする。
- C ○ 法11条3項、則13条2項、平成9. 3. 10発労徴16号・基発140号。設問の通り正しい。
- D ○ 法2条2項、法11条2項、昭和24. 6. 14基災収3850号、昭和27. 5. 10基収2244号。設問の通り正しい。
- E ○ 法2条2項、法11条2項、昭和24. 6. 14基災収3850号。設問の通り正しい。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 法37条の6, 2項。設問の通り正しい。
- B × 法37条の4, 6項、行政手引2270。特例高年齢被保険者に係る高年齢求職者給付金の給付制限は高年齢受給資格者と同様であるが、設問のように同日付で二の事業所を離職した場合で、その離職理由が異なっている場合には、給付制限の取扱いが離職者にとって不利益とならない方の離職理由に一本化して給付することとされている。
- C ○ 法37条の5, 2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法37条の6, 2項、行政手引2140。設問の通り正しい。
- E ○ 法37条の5, 1項1号、行政手引1070。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D

- A × 行政手引20002。法人格がない社団も適用事業の事業主となり得る。
- B × 法7条、行政手引20002。請負事業の一括が行われた場合であっても、被保険者に関する届出の事務等、法の規定に基づく事務については、元請負人、下請負人がそれぞれ別個の事業主として処理しなければならない。
- C × 行政手引20106。事業主が適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営する場合で、それぞれの部門が独立した事業と認められる場合は、適用部門のみが適用事業となる。
- D ○ 行政手引20051。設問の通り正しい。
- E × 行政手引20002。雇用保険法において「事業」とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、一つの経営組織として独立性をもった経営体をいう。

〔問 3〕 正解 C

- A ○ 則13条1項、行政手引21752。設問の通り正しい。
- B ○ 則6条2項。設問の通り正しい。
- C × 則7条1項。雇用保険被保険者資格喪失届は、「当該事実のあった日の属する月の翌月10日まで」ではなく、「当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内」に提出しなければならない。
- D ○ 則6条9項。設問の通り正しい。
- E ○ 則7条3項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C

法22条3項、法23条1項3号二、2項1号、法61条の7、8項、則35条1号。設問の場合、29歳0月で初めて一般被保険者となってから、35歳1月で離職するまでの全期間が6年1か月（73か月）である。この期間のうち、設問文②及び③の育児休業給付金の支給に係る休業の期間（②の11か月＋③の12か月＝23か月）が算定基礎期間に算入されないため、4年2か月（73か月－23か月＝50か月）が算定基礎期間となり、「1年以上5年未満」の区分に該当する。また、設問の者は、事業所が破産手続を開始したことに伴い離職するため、特定受給資格者に該当し、離職時の年齢は35歳1月であることから、所定給付日数は150日となる。

〔問 5〕 正解 E

- A × 法61条1項1号、行政手引59011。設問のように60歳に達した日の属する月から高年齢雇用継続基本給付金が支給されるためには、少なくとも当該月において算定基礎期間に相当する期間が5年以上あることが必要である。設問においては、「連続した20か月間被保険者でなかった期間」より前の期間は算定基礎期間に相当する期間に算入されないことから、60歳に達した日の属する月において算定基礎期間に相当する期間が5年に満たない。したがって、60歳に達した日の属する月から高年齢雇用継続基本給付金が支給されることはない。

- B × 法61条2項、行政手引59013。設問のように支給対象期間の暦月の初日から末日までの間に引き続いて介護休業給付の支給対象となる休業を取得した場合は、当該月に係る高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができない。
- C × 法61条の2, 4項。高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が同一の就職につき再就職手当の支給を受けることができる場合において、その者が再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは再就職手当を支給しないこととされている。したがって、その者の意思にかかわらず高年齢再就職給付金が支給され、再就職手当が支給停止となるわけではない。
- D × 法61条1項、行政手引59311。高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに、1年以内に雇用され被保険者資格を再取得したときは、新たに取得した被保険者資格についても引き続き高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者となり得る。
- E ○ 法61条の2, 1項、行政手引59314。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 E（エとオ）

- ア × 法61条の7, 1項、則101条の26、行政手引59503。設問の場合、延長後の対象育児休業の期間はその子が「2歳」に達する日の前日までとなる。
- イ × 法61条の7, 1項、則101条の22, 1項、行政手引59503。設問の場合、事業主がその休業の取得を引き続き認めていれば、その後の育児休業についても対象育児休業となる。
- ウ × 法61条の7, 1項、行政手引59503。設問の場合、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされ、この間は対象育児休業とならない。
- エ ○ 法61条の7, 1項、則101条の25, 1号、行政手引59603。設問の通り正しい。保育所等による保育の利用が実施されない場合には、育児休業の申出に係る子が1歳に達した日後の期間についてした育児休業について育児休業給付金を受給し得るが、当該「保育所等」にはいわゆる無認可保育施設は含まれないものとされている。

オ ○ 法61条の7, 1項、則101条の29, 2号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A

- A × 法78条、法85条。行政庁は、設問の失業の認定を受けた者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができるが、当該命令を拒んだ場合の罰則は設けられていない。
- B ○ 法74条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法33条2項、法72条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法77条の2。設問の通り正しい。
- E ○ 則143条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 A

- A ○ 整備省令17条1項、2項。設問の通り正しい。
- B × 法11条2項、昭和35. 11. 2基発932号、昭和61. 6. 30発労徴41号・基発383号、行政手引20352。在籍出向の場合、出向者が徴収法において出向元事業と出向先事業とのいずれの保険関係による「労働者」であるかについては、出向の目的、出向元事業主と出向先事業主との間で当該出向者の出向につき行った契約、出向先事業における出向者の労働の実態等に基づき、労働関係の所在を判断して決定することとされている。なお、労働者派遣事業により派遣される者については、設問の通りである。
- C × 法11条2項、行政手引20352。2以上の適用事業主に雇用される者については、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係とによって取扱いが異なり、設問の取扱いは雇用保険に係る保険関係の取扱いである。労災保険に係る保険関係の取扱いは、当該2以上のそれぞれの事業において労災保険法の適用を受けることとなり、労災保険に係る保険関係については、当該2以上のそれぞれの事業において「労働者」とされるため、設問の場合における労働保険料の算定は、AにおいてXに支払われる賃金をAの労働保険料の算定における賃金総額に含め、BにおいてXに支払われる賃金をBの労働保険料の算定における賃金総額に含める。

D × 法11条2項、行政手引20352。設問の場合、当該労働者は従前の適用事業に雇用される者として雇用保険の被保険者とされるため、当該労働者に支払われる賃金は、賃金総額に含める。

E × 法11条2項、行政手引20351。設問の在宅勤務者については、事業所勤務労働者との同一性が確認できれば、原則として雇用保険の被保険者となるので、その場合は、当該労働者に支払われる賃金を労働保険料の算定における賃金総額に含めることとなる。なお、設問については、「労働保険の被保険者」とあることから、雇用保険の被保険者に関するものと思われる。

〔問 9〕 正解 C

A ○ 法19条6項、法附則5条。設問の通り正しい。

B ○ 法附則5条。設問の通り正しい。

C × 法16条。増加概算保険料については、認定決定は行われない。

D ○ 法17条。設問の通り正しい。

E ○ 法17条、則38条4項、5項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 B

A ○ 法附則2条1項、3項。設問の通り正しい。

B × 法附則2条4項。設問の場合は、改めて任意加入の手続きをする必要はない。

C ○ 則5条1項5号、2項。設問の通り正しい。

D ○ 法10条1項。設問の通り正しい。

E ○ 法27条3項、国税徴収法47条他。設問の通り正しい。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」。設問の通り正しい。「宿泊業、飲食サービス業」は前年に比べ22万人の減少となった。
- B ○ 「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」。設問の通り正しい。15～24歳層の完全失業率は4.6%となっている。
- C ○ 「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」。設問の通り正しい。労働力人口6,860万人のうち、65歳以上の人口は929万人であり、労働力人口に占める65歳以上の割合は約13.5%と、10%を超えている。
- D ○ 「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」。設問の通り正しい。
- E × 「労働力調査（基本集計）2021年平均結果（総務省統計局）」。役員を除く雇用者全体に占める「正規の職員・従業員」の割合は、2015年以来「概ね横ばい」で推移している。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。特別休暇制度がある企業割合は59.9%となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」42.0%、「病気休暇」23.8%、「リフレッシュ休暇」13.9%、「ボランティア休暇」4.5%、「教育訓練休暇」3.2%、「左記以外の1週間以上の長期の休暇」16.0%となっている。
- B ○ 「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。変形労働時間制を採用している企業割合は59.6%となっており、これを変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が31.4%、「1か月単位の変形労働時間制」が25.0%と「1年単位の変形労働時間制」が「1か月単位の変形労働時間制」よりも多くなっている。

- C × 「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」。「完全週休2日制」を採用している企業割合は48.4%となっており、「6割を超えて」いない。
- D ○ 「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。勤務間インターバル制度を「導入している」企業割合は4.6%となっている。なお、「導入を予定又は検討している」が13.8%、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%となっている。
- E ○ 「令和3年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。「1,000人以上」が60.8%、「300～999人」が56.3%、「100～299人」が55.2%、「30～99人」が51.2%となっている。

【問 3】 正解 D

- A × 「令和2年転職者実態調査〔事業所調査〕（厚生労働省）」。転職者がいる事業所の転職者の募集方法（複数回答）をみると、「ハローワーク等の公的機関」（57.3%）、「求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等」（43.2%）、「縁故（知人、友人等）」（27.6%）が上位3つを占めている。
- B × 「令和2年転職者実態調査〔事業所調査〕（厚生労働省）」。転職者がいる事業所において、転職者の処遇（賃金、役職等）決定の際に考慮した要素（複数回答）をみると、「これまでの経験・能力・知識」（74.7%）、「年齢」（45.2%）、「免許・資格」（37.3%）が上位3つを占めている。
- C × 「令和2年転職者実態調査〔事業所調査〕（厚生労働省）」。転職者がいる事業所で転職者を採用する際に問題とした点（複数回答）をみると、「必要な職種に応募してくる人が少ないこと」（67.2%）、「応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと」（38.8%）、「採用時の賃金水準や処遇の決め方」（32.3%）が上位3つを占めている。
- D ○ 「令和2年転職者実態調査〔事業所調査〕（厚生労働省）」。設問の通り正しい。「人員構成の歪みの是正」（43.8%）、「既存事業の拡大・強化」（42.0%）、「組織の活性化」（29.1%）となっている。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 「令和2年転職者実態調査〔事業所調査〕(厚生労働省)」。転職者がいる事業所の転職者に対する教育訓練の実施状況をみると、「教育訓練を実施した」事業所割合は74.5%となっており、「約半数」ではない。

〔問 4〕 正解 A

- A × 労働組合法18条1項。一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、「厚生労働大臣又は都道府県知事」は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの「決定をすることができる」とされている。
- B ○ 育児介護休業法25条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 平成27.3.25厚労告116号。設問の通り正しい。
- D ○ 派遣法30条の2。設問の通り正しい。
- E ○ 平成30.12.28厚労告430号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C

- A ○ 社労士法2条の2。設問の通り正しい。
- B ○ 社労士法5条3号。設問の通り正しい。
- C × 社労士法25条1号。「戒告」とは、職責又は義務に反する行為を行った者に対し、本人の将来を戒める旨を申し渡す処分であり、懲戒処分としては最も軽微なものである。戒告を受けた社会保険労務士は、その業務の実施あるいはその資格について制約を受けることにはならないので、引き続き業務を行うことはできる。
- D ○ 社労士法25条、同法25条の5。設問の通り正しい。
- E ○ 社労士法25条の16の2。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 E

- A × 確給法16条1項。規約の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）については、厚生労働大臣の「同意」ではなく「認可」を受けなければならない。
- B × 確給法29条2項1号。障害給付金の給付は、規約で定めるところにより行うことができるとされている。
- C × 確給法57条。同法58条1項。事業主等は、少なくとも「6年」ではなく「5年」ごとに掛金の額を再計算しなければならない。なお、設問の前段の記述は正しい。
- D × 確給法91条の5。連合会を成立するには、その会員となろうとする「10」以上ではなく「20」以上の事業主等が発起人にならなければならない。
- E ○ 確給法100条の2, 1項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B

- A ○ 高齢者医療確保法50条。設問の通り正しい。
- B × 高齢者医療確保法54条1項、2項。被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項について、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、当該被保険者に代わって届け出をすることが「できる」。
- C ○ 高齢者医療確保法86条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 高齢者医療確保法114条。設問の通り正しい。
- E ○ 高齢者医療確保法128条1項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B

- A × 国保法17条1項、2項。組合の設立に係る認可の申請は、「15人」以上の発起人が規約を作成し、組合となるべき者「300人」以上の同意を得て行うものとされている。なお、設問の前段の記述は正しい。
- B ○ 高齢者医療確保法137条1項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 介保法9条2号、同法11条2項。設問の第2号被保険者は、当該医療保険加入者でなくなった「日」から、その資格を喪失する。
- D × 船保法4条1項、同法6条1項、2項。船員保険協議会の委員は、「12人」以内とし、船舶所有者、被保険者及び「船員保険事業の円滑かつ適正な運営に必要な学識経験を有する者」のうちから、厚生労働大臣が任命する。なお、その他の記述は正しい。
- E × 国保法83条1項、同法84条3項。設問文の「2分の1」を「3分の2」とすると正しい記述となる。なお、設問の前段の記述は正しい。

〔問 9〕 正解 C

- A ○ 国保法82条の3, 1項。設問の通り正しい。
- B ○ 船保法96条。設問の通り正しい。
- C × 介保法18条3号、同法62条。市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対し、条例で定めるところにより、市町村特別給付を「行わなければならない」のではなく「行うことができる」とされている。
- D ○ 高齢者医療確保法108条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 高齢者医療確保法76条1項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D

- A ○ 児童手当法15条。設問の通り正しい。
- B ○ 国保法56条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 児童手当法20条1項。設問の通り正しい。
- D × 船保法69条1項、4項。疾病任意継続被保険者にも傷病手当金は支給される。なお、疾病任意継続被保険者又は疾病任意継続被保険者であった者に係る傷病手当金の支給は、当該被保険者の資格を取得した日から起算して1年以上経過したときに発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病については、行われないが、設問の場合には、1年を経過していないので、傷病手当金の支給を受けることが「できる」。
- E ○ 介保法8条11項、同法13条1項。設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 D

- A × 法1条、平成25. 8. 14事務連絡。被保険者又は被扶養者の業務災害については、健康保険法に基づく保険給付の対象外であるが、労災保険における審査の結果、業務外であることを理由に不支給となった場合は、原則として健康保険の給付対象となるため、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合であっても、健康保険の保険給付の支給申請を行うことは可能となっている。
- B × 令7条2項、3項。健康保険組合の理事長は、規約で定めるところにより、「毎年度1回」通常組合会を招集しなければならない。なお、設問後半部分については、その通り正しい。
- C × 則51条1項。被保険者証を返納する場合は、事業主を経由して行わなければならない。被保険者から直接保険者に返納することはできない。
- D ○ 令和2. 3. 27保医発0327第3号。設問の通り正しい。
- E × 法43条の2, 1項、則26条の2。設問の届出は、「速やかに」当該被保険者が所属する適用事業所の事業主を経由して、所定の事項を記載した届書を日本年金機構又は健康保険組合に提出することによって行う。

〔問 2〕 正解 A

- A × 法53条の2、則52条の2。設問の「5人以上」は、正しくは「5人未満」である。
- B ○ 法35条、昭和50. 3. 29保険発25号・庁保険発8号、平成15. 2. 25保保発0225004号・庁保険発3号。設問の通り正しい。
- C ○ 法103条1項。設問の通り正しい。なお、傷病手当金の額が出産手当金の額を上回っている場合には、その差額が傷病手当金として支給される。
- D ○ 法3条4項、法157条1項、法附則3条6項。設問の通り正しい。
- E ○ 則47条1項、3項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C（イとエ）

ア ○ 法100条1項。設問の通り正しい。

イ × 法97条、則80条。移送費として支給される額は、原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により保険者が算定した額であり、当該額から3割の患者負担分を差し引くことはない。なお、設問のその他の記述は正しい。

ウ ○ 法160条6項、8項。設問の通り正しい。

エ × 法99条、則84条の2, 7項、平成27. 12. 18事務連絡。設問後半部分が誤りである。設問の場合には、後の傷病に係る待期期間を経過した日を「後の傷病に係る傷病手当金の支給を始める日」として額を算定し、前の傷病に係る傷病手当金の額と比較して、いずれか多い額を支給することとなるが、この場合、後の傷病に係る傷病手当金の「支給を始める日」が確定するため、前の傷病手当金の支給が終了又は停止した日において、後の傷病手当金について再度額を算定する必要はない。

オ ○ 法88条9項、則72条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

A × 法3条7項、令和3. 4. 30保保発0430第2号。設問の場合には、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入から今後1年間の収入を見込んだものとする。）が多い方の被扶養者としてとされている。

B × 法3条7項3号。被保険者の事実上の婚姻関係にある配偶者の養父母に係る被扶養者の認定においては、同一世帯要件が問われることとなるので、世帯が別である場合には、被扶養者とならない。

C × 法160条16項。介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を「当該年度」における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額「の見込額」で除して得た率を基準として、保険者が定めるところとされている。

- D × 法86条2項。設問の場合に被保険者が支払うべき額は、保険診療部分の3割に当たる9万円及び選定療養部分の全額である10万円を合わせた19万円である。
- E ○ 法7条の37,1項、法207条の2。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 D

- A ○ 法7条の14,2項、3項。設問の通り正しい。
- B ○ 法12条。設問の通り正しい。
- C ○ 法21条4項、5項。設問の通り正しい。
- D × 法104条、法附則3条6項、平成18.8.18事務連絡、昭和27.6.12保文発3367号。出産手当金は、出産日又は出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）に至った日に受給権が発生するため、資格喪失後の出産手当金が支給されるためには、出産日又は出産予定日が資格喪失日の前日から42日（98日）以内であることが必要であり、資格喪失の際、現に出産手当金の支給を受けているか受け得る状態であることを要する。設問の場合は、資格喪失日から6か月後に出産しているので、上記要件を満たすことはできないことから、資格喪失後の出産手当金は支給されない。
- E ○ 則84条。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 E

- A ○ 法57条。設問の通り正しい。保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。以下同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。この場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

- B ○ 法135条3項。設問の通り正しい。
- C ○ 法150条1～3項。設問の通り正しい。
- D ○ 法3条1項、昭和26. 11. 2保文発4602号。設問の通り正しい。
- E × 法117条、昭和2. 4. 27保理1956号。設問の給付制限の対象となるのは、闘争又は泥酔によりその際生じさせた事故であるので、被保険者が数日前に闘争しその当時は何らの事故は生じなかったが、相手が恨みを晴らす目的で、数日後に不意に危害を加えられたような場合は、設問の給付制限の対象とならない。

〔問 7〕 正解 B

- A × 則40条1項。被保険者又はその被扶養者が65歳に達したことにより介護保険第2号被保険者に該当しなくなったときは、設問の届出は必要とされない。
- B ○ 法3条5項、昭和36. 1. 26保発5号。設問の通り正しい。
- C × 法189条1項、法192条。設問の処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。
- D × 法43条1項、令和3. 4. 1事務連絡。設問のようにガソリン単価の変動が月ごとに生じる場合でも、固定的賃金の変動として取り扱うことになり、標準報酬月額 of 随時改定の対象となりうる。
- E × 法116条、平成22. 5. 21保保発0521第1号。被保険者が故意に給付事由を生じさせた場合は、その給付事由についての保険給付は行わないこととするのが原則であるが、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合には、「故意」に給付事由を生じさせたことには当たらず、保険給付の対象とされる。

〔問 8〕 正解 E

- A × 法43条1項、令和3.4.1事務連絡。減給の制裁は、固定的賃金の変動に当たらないため、減給の制裁が行われた結果、2等級以上の差が生じた場合であっても、随時改定の対象とならない。
- B × 法41条1項、令和3.4.1事務連絡。労働契約上の労務の提供地が自宅の場合、業務命令により事務所等に一時的に出社し、その移動に係る実費を事業主が負担するときは、当該費用は原則として実費弁償と認められ「報酬」には含まれない。したがって、当該費用は標準報酬月額の時決定の手続きにおいては、これを計算に含めない。
- C × 法41条1項、令和3.4.1事務連絡。設問の仮払い金額のうち、被保険者Cが業務のために使用した通信費や電気料金の部分については、実費弁償に当たり「報酬」に含まれないため、時決定の手続きにおいて計算に含める必要はないが、仮払い金額のうち使用しなかった金額については、事業所に返還する必要がないものであれば、「報酬」に含まれる。その場合、当該金額については、時決定の手続きにおいて報酬に含めて計算しなければならない。
- D × 法43条、令和3.4.1事務連絡。超過勤務手当等の非固定的手当が廃止された場合は、賃金体系の変更に当たるため、2等級以上の差が生じたときは、随時改定の対象となる。
- E ○ 法43条、令和3.4.1事務連絡。設問の通り正しい。非固定的手当の新設・廃止は、賃金体系の変更に当たるため、設問の変動的な手当の新設・廃止により2等級以上の差が生じたときは、随時改定の対象となる。

〔問 9〕 正解 B

- A × 法116条、昭和26.3.19保文発721号。自殺による死亡は、絶対的な事故であり、埋葬料は生計を依存していたもので埋葬を行うものに対して支給されるものであるため、給付制限の対象とならない(埋葬料は支給される。)

- B ○ 法102条、平成11.3.31保険発46号・庁保険発9号。設問の通り正しい。
なお、同一期間内に事業主から介護休業手当等で報酬と認められるものが支給される場合には、出産手当金の支給額について調整が行われる。
- C × 法104条。傷病手当金の継続給付を受けるためには、その資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったことが必要とされるが、当該期間には共済組合の組合員であった期間は含まれないため、設問の者については、この要件を満たさない（7か月＋3か月＝10か月で2か月足りない。）。したがって、設問の者については、傷病手当金の継続給付を受けることはできない。
- D × 法87条1項、昭和25.2.8保発9号、昭和25.11.7保険発225号他。設問の義眼（眼球摘出後眼窩保護のため装着した場合）、コルセットについては、療養費の支給対象となるが、眼鏡（小児弱視等の治療用眼鏡等を除く。）、補聴器、胃下垂帯及び人工肛門受便器（ペロツテ）については、療養費の支給対象とならない。
- E × 法97条、平成6.9.9保険発119号・庁保険発9号。設問の医学的管理等に要する費用にあつては、現に要した費用の額の範囲内で、移送費とは別に、診療報酬に係る基準を勘案してこれを評価し、療養費の支給対象とされる。

〔問 10〕 正解 E

- A ○ 法37条1項、法157条、法165条1項、2項、4項、令48条、令49条。設問の通り正しい。任意継続被保険者に係る保険料の前納の期間は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月まで又は4月から翌年3月までを単位とするが、任意継続被保険者の資格を取得した者については、資格取得月の翌月以降の期間（設問の場合は、5月から翌年3月まで）の保険料が前納の対象となる。また、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日（設問の場合は4月末日）までに払い込まなければならない。なお、前納する場合の保険料は、設問にある通り、年4分の利率による利息相当額が割り引かれることとなる。

- B ○ 法156条1項1号、法167条2項。設問の通り正しい。被保険者に関する保険料額は、各月につき算定されるので、40歳に到達した月に賞与が支払われた場合には、その支払日が介護保険第2号被保険者に該当するに至った日前であっても、当該標準賞与額から被保険者が負担すべき一般保険料額とともに介護保険料額を控除することができる。
- C ○ 法167条1項。設問の通り正しい。被保険者資格の同月得喪の場合には、事業主（A社の事業主）は通貨をもって支払う報酬から、当該月（4月）の標準報酬月額に係る保険料を控除することができるが、その者がさらに同月に被保険者資格を取得し翌月以後（5月以後）も継続して被保険者である場合には、事業主（B社の事業主）は、被保険者資格取得に際して決定された標準報酬月額に係る当該月（4月）分の保険料を控除することができる（設問では5月に通貨をもって支払う報酬から控除する。）。
- D ○ 法45条1項、法159条1項、平成19.1.31事務連絡。設問の通り正しい。保険料免除期間に支払われた賞与については、保険料賦課の対象とならないが、標準賞与額573万円の累計には含まれる。
- E × 法169条2項、3項。日雇特例被保険者が1日に2以上の事業所に使用される場合における保険料の納付は、初めにその者を使用する事業主が行うこととされ、当該日雇特例被保険者及び当該事業主の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。したがって、設問の場合には、当該日雇特例被保険者が午前に働いた適用事業所から受ける賃金額により、標準賃金日額を決定し、当該適用事業所の事業主が、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙を貼り、これに消印して保険料を納付する。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 B（イ・オの二つ）

- ア × 法38条1項、法附則17条。老齢基礎年金と老齢厚生年金（受給権者が65歳に達しているものに限る。）は併給される。
- イ ○ 法38条1項、法附則17条。設問の通り正しい。老齢基礎年金と障害厚生年金は併給されず、どちらか一方の年金の支給が停止される。
- ウ × 法38条1項、法附則17条。障害基礎年金と老齢厚生年金（受給権者が65歳に達しているものに限る。）は併給される。
- エ × 法38条1項、法附則17条。障害基礎年金と遺族厚生年金（受給権者が65歳に達しているものに限る。）は併給される。
- オ ○ 法38条1項、法附則17条。設問の通り正しい。遺族基礎年金と障害厚生年金は併給されず、どちらか一方の年金の支給が停止される。

〔問 2〕 正解 E

- A × 法附則4条の3,7項。高齢任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主が、当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をしたときを除き、当該被保険者が、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとされている。
- B × 法附則4条の3,8項。設問の高齢任意加入被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をした事業主は、被保険者の同意を得て、将来に向かって、当該同意を撤回することができる。
- C × 法附則4条の3,6項。設問の場合、法83条1項に規定する当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。
- D × 令6条。適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者の資格の取得については、設問の確認を要しないものとされている。

E ○ 法附則4条の3,5項3号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 E

A ○ (60)法附則47条4項。設問の通り正しい。

※昭和62年5月～平成元年10月…30月 $30月 \times 6/5 = 36月$

B ○ 法44条4項7号。設問の通り正しい。老齢厚生年金の加給年金額の加算対象となっていた子が婚姻をしたときは、その者に係る加給年金額は加算されないものとされ、その翌月から、年金の額が改定される。

C ○ 法31条1項。設問の通り正しい。被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、設問の確認を請求することができる。

D ○ 法56条1号。設問の通り正しい。障害手当金の支給要件に係る「障害の程度を定めるべき日」において年金たる保険給付の受給権者〔最後に障害等級に該当する程度の障害の状態(以下本解説において「障害状態」という。)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害厚生年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)を除く。〕である者には、障害手当金は支給されない。

E × 法24条2項。同時に2以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、「各事業所について、定時決定等の規定によって算定した額の合算額」をその者の報酬月額とする。

〔問 4〕 正解 D（イとオ）

法85条。保険料は次の(1)から(4)に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。したがって、D（イとオ）が、保険料を保険料の納期前であっても、すべて徴収することができる場合として正しいものの組合せとなる。

(1)	納付義務者が右欄のいずれかに該当する場合	①国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。
		②強制執行を受けるとき。
		③破産手続開始の決定を受けたとき。
		④企業担保権の実行手続の開始があったとき。
		⑤競売の開始があったとき。
(2)	法人たる納付義務者が、解散をした場合	
(3)	被保険者の使用される事業所が、廃止された場合	
(4)	被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合	

〔問 5〕 正解 D

- A ○ 法附則7条の3,2項他。設問の通り正しい。
- B ○ 法附則7条の3,4項、令6条の3、(令和3)令法附則6条。設問の通り正しい。 $\text{※}0.4\% \times 60\text{月} = 24\%$
- C ○ 法44条の3,3項。設問の通り正しい。老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、法36条1項の規定にかかわらず、当該申出のあった月の翌月から始めるものとされている。
- D × 令3条の5の2,1項。経過的加算として老齢厚生年金に加算された部分は、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出に応じた増額の対象となる。
- E ○ (令和2)法附則8条。設問の通り正しい。設問の改正後の規定は、施行日の前日(令和4年3月31日)において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない者について適用される。

〔問 6〕 正解 D

- A × 法50条の2,1項。子は、障害厚生年金の加給年金額対象者とならない。
- B × (60)法附則60条2項他。障害厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、特別加算は行われない。なお、昭和9年4月2日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者に係る加給年金額については、受給権者の生年月日に応じた特別加算が行われる。
- C × 法44条1項。設問の場合、配偶者に係る加給年金額は加算されない。老齢厚生年金の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であったときは、在職定時改定又は退職改定により当該月数が240以上となるに至った当時）に、加算対象となる配偶者又は子を有していなければ、加算されない。
- D ○ 法附則9条、法附則7条の3,6項。設問の通り正しい。
- E × 法44条4項2号。老齢厚生年金の加給年金額の加算対象となっている配偶者が、受給権者による生計維持の状態がやんだ場合には、当該配偶者に係る加給年金額は加算されないものとされ、その翌月から、年金の額が改定される。

〔問 7〕 正解 B

A × 法12条5号、(24)法附則17条1項。「1週間の所定労働時間」及び「1月間の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上であるという基準（以下「4分の3基準」という。）を満たさない短時間労働者については、次の(1)～(5)のいずれの要件にも該当する場合には、厚生年金保険の被保険者となる。設問のXは、(1)～(5)のいずれの要件にも該当するため、4分の3基準を満たさない短時間労働者であったとしても被保険者となる。

(1)	1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
(2)	当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
(3)	報酬（一定のものを除く。）について、資格取得時決定の規定の例により算定した額が、88,000円以上であること。
(4)	学校教育法に規定する高等学校の生徒、同法に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者でないこと。
(5)	特定適用事業所又は国若しくは地方公共団体の適用事業所に使用される者であること。

B ○ 法6条2号、法9条、昭和24.7.28保発74号、疑義照会回答。設問の通り正しい。

C × 法12条5号。設問の学生Zは4分の3基準満たしているため、被保険者となる。

D × 法7条。強制適用事業所（船舶を除く。）が、強制適用の要件に該当しなくなったときは、その事業所について任意適用事業所の認可があったものとみなされるため、任意適用の申請をしなくても、引き続き適用事業所とされる。

E × 法6条1項、3項。宿泊業は非適用業種であるため、宿泊業の個人事業所を適用事業所とするためには、その事業主は、任意適用の申請をし、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

〔問 8〕 正解 E

- A × 法46条1項。総報酬月額相当額は、在職老齢年金の支給停止額の計算の対象となる被保険者等である日が属する月について、その者の標準報酬月額等とその月以前の1年間の標準賞与額等の総額を12で除して得た額とを合算して得た額であり、その計算の基礎となる標準報酬月額や標準賞与額が変更されれば、総報酬月額相当額も変更される。
- B × 法46条1項。70歳以上の使用される者（被保険者であった70歳以上の者であって適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものをいう。）に対しても、在職老齢年金の仕組みが適用される。
- C × 法46条1項、(60)法附則62条1項。老齢基礎年金及び老齢厚生年金の経過的加算額は、いずれも在職老齢年金の支給停止の対象とならない。
- D × 法11条の6,1項他。60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その間、在職老齢年金の仕組みによる支給停止額に加え、原則として、標準報酬月額に所定の率を乗じて得た額に相当する額が支給停止される。
- E ○ 法46条3項。設問の通り正しい。法46条3項では、「支給停止調整額は、48万円とする。ただし、48万円に平成17年度以後の各年度の物価変動率に法43条の2,1項2号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に5千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5千円以上1万円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げるものとする。）が48万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至った場合においては、当該年度の4月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。」と規定している。

〔問 9〕 正解 B

- A ○ 法43条1項。設問の通り正しい。
- B × 法43条2項。設問の在職定時改定の規定に係る基準日は、9月1日である。
- C ○ 法92条1項。設問の通り正しい。保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、保険給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る法36条3項本文に規定する支払期月の翌月の初日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。
- D ○ 法78条の28。設問の通り正しい。
- E ○ 法46条6項、令3条の7,1号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 E

- A × 法6条1項2号。事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するのは、適用事業所とされる。したがって、設問の個人経営の美容業（非適用業種）の事務所が法人化した場合には、適用事業所となる。
- B × 法12条1号ロ。臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって、2月以内の期間を定めて使用される者は、所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除き、適用除外に該当し、厚生年金保険の被保険者とされない。なお、所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合は、そのときから被保険者となる。
- C × 法59条1項、法65条1項。夫が死亡した当時、当該夫により生計を維持していた子のいない38歳の妻は、遺族厚生年金を受けることができる遺族となることはできるが、当該妻に中高齢寡婦加算は支給されない。なお、設問後半の記述については正しい。
- D × 法51条。障害厚生年金の額については、障害認定日の属する月までの被保険者期間をその計算の基礎とする。なお、その他の記述については正しい。
- E ○ 法37条5項。設問の通り正しい。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 B

- A × 法109条の2の2,1項。学生納付特例事務法人は、その当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例申請をすることはできるが、保険料納付に関する事務について行うことができるとはされていない。
- B ○ 法附則7条の5,1項。設問の通り正しい。
- C × 則6条の3,1項。設問の場合、第3号被保険者は、「種別確認」の届出を日本年金機構に提出しなければならない。
- D × 則7条1項カッコ書、則8条1項カッコ書。第1号被保険者の氏名及び住所の変更の届出は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、行うことを要しない。
- E × 則23条1項。設問の「6か月」を「1月」と読み替えると、正しい文章となる。

〔問 2〕 正解 D（ウとオ）

- ア ○ 法114条2号。設問の通り正しい。
- イ ○ 法113条の4,1号。設問の通り正しい。
- ウ × 法112条2号。設問の場合、世帯主は、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処せられる。
- エ ○ 法113条の2,2号。設問の通り正しい。
- オ × 法111条の2。設問の場合、違反行為をした者は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられる。

〔問 3〕 正解 D

- A ○ 法20条1項、2項、法附則9条の2の4。設問の通り正しい。
- B ○ 法49条1項。設問の通り正しい。なお、夫の死亡の当時、60歳未満である設問の妻に支給する寡婦年金は、法18条1項の規定にかかわらず、妻が60歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。
- C ○ 法附則9条の3の2,1項3号。設問の通り正しい。
- D × 法72条2号。設問の場合、障害基礎年金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる」とされている。
- E ○ 法20条1項、2項、法47条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A × 法27条4号。設問の4行目の「4分の1」を「4分の3」と読み替えると、正しい文章となる。
- B × 法36条、法36条の2。事後重症による障害基礎年金は、その受給権者が日本国内に住所を有しないことによりその支給を停止されることはない。なお、20歳前傷病による障害基礎年金が、その受給権者が日本国内に住所を有しないとき、その間、その支給が停止されとする記述については正しい。
- C × 法87条の2,4項。現在、設問のような規定はない。なお、平成26年4月1日前においては、申出により付加保険料を納付する者となった者が付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の日に付加保険料を納付するものでなくなる申出をしたものとみなされていた。
- D × 法41条、法41条の2他。夫の遺族基礎年金について、設問のような支給停止は行われない。
- E ○ 法109条の4,1項4号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C

- A × 法32条2項。障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が法36条1項の規定により6年間その支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間、その者に対して、併合認定の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金ではなく、「従前の障害基礎年金」を支給する。
- B × 法33条の2,1項。障害基礎年金に、配偶者に係る加算は行われない。
- C ○ 法附則9条1項、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。設問の通り正しい。保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者であって保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であるものは、遺族基礎年金の支給要件の規定の適用については、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるもの」とみなされる。
- D × 法109条の5,5項～7項。財務大臣から設問の権限を委任された国税庁長官は、当該委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する「国税局長」に委任することができ、国税局長は、当該委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる」とされている。
- E × 法8条1号。設問の被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得するのは、当該「被扶養配偶者」が20歳に達したときである。

〔問 6〕 正解 E

- A ○ 法40条1項、3項。設問の通り正しい。
- B ○ 法附則7条の3,1項～3項。設問の通り正しい。
- C ○ (16)法附則20条、21条1項、2項。設問の通り正しい。
- D ○ (60)法附則34条1項1号。設問の通り正しい。

- E × 法附則5条6項1号、7項。設問の場合、任意加入被保険者は、原則として、日本国内に住所を有しなくなった日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。

〔問 7〕 正解 A

- A ○ 法9条、法附則4条。設問の通り正しい。
- B × 法137条の19, 1項～3項。連合会は、責任準備金に相当する額を徴収した基金に係る解散基金加入員が老齢基礎年金の受給権を取得したときは、当該解散基金加入員に年金を支給するが、当該年金の額は、「200円」に当該解散した基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額とされる。
- C × 則36条の5、令和3. 6. 24厚労告248号。設問の書類等の提出に係る指定日は、受給権者の誕生日の属する月の末日ではなく、「9月30日」である。
- D × 法92条の4, 1項、2項。被保険者が保険料を納付受託者に交付したときは、納付受託者は、「政府」に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとされている。なお、納付受託者が被保険者から保険料の交付を受けたときに、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならないとする記述については正しい。
- E × 法附則9条の2, 5項。寡婦年金の受給権は、受給権者が繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

〔問 8〕 正解 E

- A × 法5条1項、法7条1項2号、(60)法附則8条4項。設問の20歳未満の厚生年金の被保険者期間は、法5条1項において保険料納付済期間とされるが、当分の間、老齢基礎年金の額の計算に係る保険料納付済期間には算入されない。

- B × 法85条1項1号、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。納付猶予期間と同様に、学生納付特例の期間についても、当該期間に係る保険料が追納されなければ、老齢基礎年金の額には反映されることはない。
- C × 法94条の3、2項、令11条の3。基礎年金拠出金の額の算定基礎となる第1号被保険者数は、「保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間」を有する者の総数とされている。
- D × 法5条1項、法7条1項2号、(60)法附則8条4項。設問の第1号厚生年金被保険者としての被保険者期間(42年)のうち60歳以後の期間(5年)は、老齢基礎年金の額の計算において保険料納付済期間とされず、また、設問の者は他の被保険者期間を有さないことから、設問の者が65歳から受給できる老齢基礎年金の額は、満額とはならない。
- E ○ 法9条1号、3号。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 D

- A × (60)法附則14条1項。振替加算の額は、「224,700円に改定率を乗じて得た額」に受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額である。
- B × 法44条。設問の「400円」を「200円」と読み替えると、正しい文章となる。
- C × 法19条1項、法52条の3。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲と、未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲は異なる。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの」とされる。これに対し、未支給の年金の支給を請求できる遺族の範囲は、死亡した者の「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの」とされている。
- D ○ 法89条1項。設問の通り正しい。

- E × 法129条1項。基金が支給する年金は、「少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない」と規定されており、その支給開始の時期は、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得した時点に限定されていない。

〔問 10〕 正解 B

- A ○ 法40条2項。設問の通り正しい。
- B × 法37条4号。設問の場合、遺族基礎年金は支給される。保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡したときは、他の要件を満たす限り、保険料納付要件を問うことなく、遺族基礎年金は支給される。
- C ○ 法30条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法27条、法33条の2,1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法88条2項、3項。設問の通り正しい。